



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会社名 東京ボード工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上 弘之
(コード番号：7815 東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理部長 尾股拓彦
(TEL 03-3522-4138)

役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止と業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 27 年 6 月 22 日に開催予定の第 70 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社はこのたび、役員報酬制度の見直しの一環として、現行の役員退職慰労金制度を本株主総会終結時をもって廃止することといたしました。

また、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役については、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金を打ち切り支給することを本株主総会に付議いたします。

なお、退職慰労金の打ち切り支給時期は、各取締役及び各監査役が当社の取締役及び監査役を退任した時といたします。

2. 業績連動型株式報酬制度の導入

(1) 当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。）の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも共有することで、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであり、また、株主価値の上昇にも資することから、業績連動型株式報酬制度を導入いたします。

(2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。

また、本制度において取締役が現に株式の交付を受けるのは、原則として、取締役退任時となります。

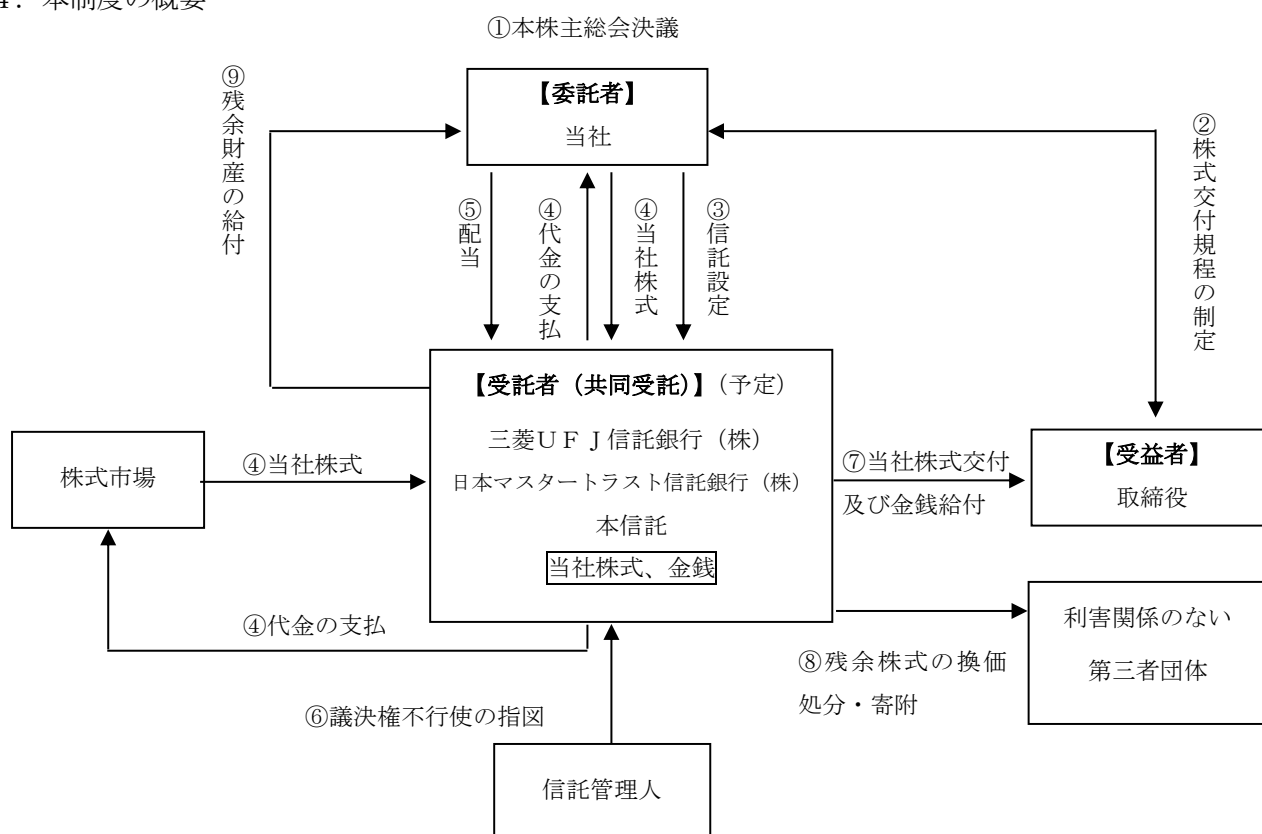
(3) 本制度については、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。B I P 信託とは、米国の業績連動型の株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、B I P 信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分相当額の金銭（以下

「当社株式等」という。)を、業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役の退任時に交付及び給付（以下「交付等」という。）する株式報酬型の役員報酬となります。

3. 役員報酬制度の見直し

このたびの役員報酬制度の見直しにより、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、及び「業績連動型株式報酬」により構成することといたします。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役、非常勤取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」及び「賞与」のみで構成されます。

4. 本制度の概要



- ① 当社は本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ることといたします。
- ② 当社は取締役会において本制度の導入に関する株式交付規程を制定いたします。
- ③ 当社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本信託）を設定いたします。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内といたします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものといたします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績達成度及び役位等に応じて、取締役にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、累積ポイント（下記（5）に定める）に応じた株数の当社株式等の交付等が行われます。
- ⑧ 毎事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、換価処分の上、当社及び当社役員と利害関係のない第三者団体へ寄附を行う予定となっております。
- ⑨ 受益者に分配された後の残余財産は、本信託の清算時に当社へ帰属する予定となっております。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績達成度及び役位等に応じた当社株式を役員報酬として交付等する制度となります。

(2) 制度導入手続

本株主総会では、本信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けることができるポイント（下記（5）に定める。）の1年当たりの上限総数その他必要な事項を決議いたします。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役には、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時の累積ポイント（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等の交付等が本信託から行われます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ①対象期間中に当社の取締役として在任していること（対象期間中に新たに取締役になった者を含む。）
- ②取締役を退任していること※
- ③在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④下記（5）に定める累積ポイントが決定されていること
- ⑤その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記（4）第3段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、取締役を退任していないとしても、当該取締役に対して当社株式等の交付等が行われることとなります。

(4) 信託期間

平成27年9月（予定）から平成30年8月（予定）までの約3年間といたします。

なお、3年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議における承認決議の範囲内で対象期間及び信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続することがあり得ます。

また、当該期間の終了時に受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式全体の交付が完了するまで、最長で10年間は本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役に交付される株式数

取締役には、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績達成度*及び役位等に応じてポイントが付与されます。

ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。

各取締役の退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）を算定し、累積ポイントに応じた株式が交付されます。

1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

※業績達成度は期初に発表する連結経常利益の達成率を指標とします。

各評価対象事業年度において、各取締役のポイントは、以下の算定式によって決定されます（1ポイント未満の端数は切り捨てる。）。

[ポイント算定式]

50百万円÷信託設定時株価×業績係数×付与配分

(注) 1. 業績係数は、業績達成度により0.5～1.0の間で変動します。

(注) 2. 付与配分は、役位に応じて決定される役位係数に、在任期間に応じて決定される在任係数を乗じて得られる値を取締役ごとに算出し、全て取締役に関する値の合計額に対して当該取締役に関する値が占める割合を意味します。

(6) 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付される当社株式の上限株数

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は、160百万円*を上限といたします。

※信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。本信託へ拠出する信託金の上限額は、現在の取締役の基本報酬及び賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しております。

本株主総会では、取締役が本信託から交付される当社株式の1年当たりのポイントの総数の上限を28,400ポイントとして承認決議を得る予定であり、かかる決議がなされた場合、取締役が本信託から交付される当社株式の株数は、かかるポイントに相当する株数の上限に服することになります。また、本信託が取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する株数（85,200株）を上限といたします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得または株式市場からの取得を予定しております。取得の詳細については、本株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示いたします。

(8) 当社の取締役に対する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役が退任する場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイントの75%（単元未満株数は切捨）に相当する数の当社株式については退任後に本信託が交付し、残りの当社株式については本信託内で換価処分した相当額の金銭が給付されます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

信託期間中は経営への中立性を確保するため、本信託内にある当社株式の議決権は行使されません。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、当社及び当社役員と利害関係のない第三者団体へ寄附するものとします。

(11) 信託終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託終了時に剰余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、信託終了時または上記（4）第3段落の信託期間の延長時には延長期

間の終了時に、本信託は当該残余株式を換価処分し、当社及び当社役員と利害関係のない第三者団体へ寄附するものとします。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成27年9月7日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成27年9月7日（予定）～平成30年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成27年10月1日（予定） |
| ⑩議決権 | 行使しないものといたします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 160百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定となっております。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定となっております。 |

以 上